

平成 2 8 年第 1 回三豊市議会定例会 追加提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第 54 号	三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	1

議案第 5 4 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三豊市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第2項第2号中「満1歳以上満2歳に満たない幼児」を「満1歳以上満3歳に満たない幼児」に、「5人」を「6人」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第31条第2項第2号中「満1歳以上満2歳に満たない幼児」を「満1歳以上満3歳に満たない幼児」に、「5人」を「6人」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第2項第2号中「満1歳以上満2歳に満たない幼児」を「満1歳以上満3歳に満たない幼児」に、「5人」を「6人」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第47条第2項第2号中「満1歳以上満2歳に満たない幼児」を「満1歳以上満3歳に満たない幼児」に、「5人」を「6人」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則に次の4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第28条及び第43条の改正規定は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）の施行の日から施行する。

参考資料

平成 28 年第 1 回三豊市議会定例会
追加提出議案(条例関係)新旧対照表

ページ番号

・議案第54号関係

...

5

(三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

【議案第 54 号関係】

三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。			第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)～(6) 略			(1)～(6) 略		
(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。			(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。		
ア 略			ア 略		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
略			略		
4階以上の階	常用	1・2 略	4階以上の階	常用	1・2 略
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2・3 略			2・3 略
ウヘク 略			ウヘク 略		
(職員)			(職員)		
第29条 略			第29条 略		
2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。			2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人			(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人		
(削除)			(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人		
(3) 略			(4) 略		
(4) 略			(5) 略		
3 略			3 略		
(職員)			(職員)		
第31条 略			第31条 略		
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応			2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応		

じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 略

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(削除)

(3) 略

(4) 略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)</u> を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。) 2・3 略

ウ～ク 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1) 略

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(削除)

(3) 略

(4) 略

じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 略

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 略

(5) 略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
略		
4階以上	常用避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)</u> を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。) 2・3 略

ウ～ク 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1) 略

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 略

(5) 略

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 略

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(削除)

(3) 略

(4) 略

3 略

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 略

(2) 満1歳以上満2歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(4) 略

(5) 略

3 略

附 則